印鑑登録のフロー

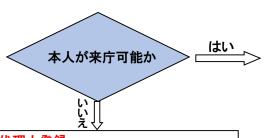
Δ

本人確認書類

マイナンバーカート、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード

B 官公庁から発行されたもの:健康保険証、介護保険証、年金証書 年金手帳、生活保護受給者証 等

官公庁発行の顔写真付き身分証明書



官公庁発行の顔写真付き 身分証明書を持っているか

保証人となる人がいるか

(三島市内在住の既に

即日登録可能

即日で登録、証明書発行が可能持ち物

- 1.本人確認書類 A 原本 1 点
- 2.登録する印鑑

来庁時

保証人登録

3.登録する印鑑

本人が登録申請書の記入→手続き

(保証書が完成していれば即日登録可能)

登録印の押印③登録番号の記載)

代理人登録

最大3回の来庁が必要です

1回目の来庁

(ホームページから出力した場合

1回目の来庁省略可)

選任届の様式を受け取る



2回目の来庁

選任届を提出し、照会(回答)書を郵送 する

持ち物

- 1.代理人選任届(登録者がすべて記入) (新規登録:2枚、すでに印鑑の登録があり今回 が2回目以降の登録の場合:3枚)
- 2.登録する印鑑
- 3.代理人確認書類原本 1 点(A 又は B)

来庁時

代理人が登録申請書の記入

本人照会

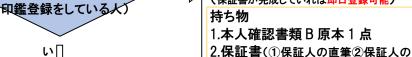
- 2回の来庁が必要です。
- 1回目の来庁

持ち物

- 1.登録する印鑑
- 2.本人確認書類 B 原本 1 点

来庁時

- 本人が登録申請書の記入
- →照会(回答)書を郵送



はい

はい

保証人が一緒に来庁可能な場合

本人が登録申請書の記入→手続き

即日登録可能 持ち物

来庁時

- 1.本人確認書類 B 原本1点
- 2.登録する印鑑
- 3.保証人の登録印(保証書に押印するため)
- 4.保証人の印鑑登録証(保証書に記載 するため)



照会(回答)書を郵送 登録する本人の住民登録している住所に親展、転送不可で郵送 到着までお待ちください(郵便事情によっては、3 日から 1 週間)

本人が照会(回答)書をすべて記入し、発送から20日以内に来庁



本人、保証人が保証書の記入

本人が登録申請書の記入→手続き

3回目の来庁

照会(回答)書と選任届を使用し、登録

持ち物

- 1.代理人選任届1枚(登録者がすべて記入)
- 2.照会(回答)書
- 3.登録する印鑑
- 4.代理人の印鑑
- 5.登録する方の本人確認書類原本 1 点(A 又は B)
- 6.代理人の本人確認書類原本1点(A 又はB)

来庁時

代理人選任届、照会(回答)書等を基に 印鑑の登録 → 証明書即日発行可

2回目の来庁

照会(回答)書を使用し、登録

- 持ち物
- 1.照会(回答)書
- 2.登録する印鑑
- 3.本人確認書類 B 原本 1 点

来庁時

照会(回答)書等を基に印鑑の登録

→ 証明書即日発行可

照会(回答)書や選任届について

手が不自由等の理由により本人が 記入できない場合には、市民課へ お問い合わせください。

> 三島市役所 市民課 TEL:055-983-2602